

# 不動産取得税

## 納める人

不動産(土地・家屋)を売買・交換・贈与・建築(新築・増築・改築)などにより取得した人



## 納める額

$$\text{不動産の価格}^{(\ast 1)} \times \text{税率}^{(\ast 2)} = \text{税額}$$

(※1) 不動産の価格は固定資産評価基準で評価された価格で、購入価格や建築工事費とは異なります。  
令和9年3月31日までに宅地等を取得したときは、価格が2分の1に軽減されます。

(※2) 令和6年度に取得する不動産の税率

| 不動産 |      | 税率 |
|-----|------|----|
| 家屋  | 住宅   | 3% |
|     | 住宅以外 | 4% |
| 土地  |      | 3% |

## 住宅及び住宅用土地を取得した際の軽減措置

### 【住宅の取得の場合】

#### 軽減の要件

|      |   |
|------|---|
| 新築住宅 | ●床面積が50㎡(アパート等は1戸につき40㎡)以上240㎡以下であること。<br>(新築未使用の住宅を含む。)  |
| 既存住宅 | 取得者自らが居住する住宅のうち、次の要件のいずれかを満たすもので、床面積が50㎡以上240㎡以下のもの<br>●昭和57年1月1日以降に新築されたもの<br>●建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準(昭和56年6月施工)に適合していることが証明されるもの |

#### 軽減される額

- 新築住宅 家屋の価格から1戸につき1,200万円が控除されます。  
(所定期間に新築された認定長期優良住宅は1,300万円)
- 既存住宅 取得した住宅の新築された時期に応じ、家屋の価格から1戸につき、それぞれ右の額が控除されます。

| 新築年月日            | 控除額     |
|------------------|---------|
| S57.1.1~S60.6.30 | 420万円   |
| S60.7.1~H元.3.31  | 450万円   |
| H元.4.1~H9.3.31   | 1,000万円 |
| H9.4.1以降         | 1,200万円 |

### 【住宅用土地の取得の場合】

#### 軽減の要件(対象となる住宅には条件があります。)

土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を取得したとき、又は土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある住宅を取得していたとき。(新築住宅用土地の取得の場合)

#### 軽減される額

上の表の住宅の敷地の取得で一定の要件を満たす場合は、次のうちいずれか高い方の額が減額されます。

- 45,000円
- $\frac{\text{土地1㎡当たりの価格}}{\text{→(※1)の価格を面積で除したもの}} \times \frac{\text{(住宅の床面積の2倍)}}{\text{→200㎡を限度}} \times 3\%$

## 3世代が同居する住宅及び土地の軽減措置 ※本県独自の軽減措置です。

直系3世代以上が同居する住宅を取得した場合、床面積が240㎡を超えても上記と同様の軽減が受けられます。

# 県たばこ税

## 納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者

## 納める額

たばこの売渡し本数×1,070円/1,000本

※加熱式たばこは、重量と価格をもって課税されます。

○たばこ製造業者等が、毎月の売渡し分に係る税金を翌月末までに申告し、納めることになっています。

